

年 月 日

日本土地家屋調査士会連合会長 殿

住 所

氏 名 ⑩
(自 署)

誓 約 書

私は、土地家屋調査士法第 5 条第 1 号、第 4 号及び第 6 号から第 8 号までの規定に該当しない者であることを誓約します。

[参照] 土地家屋調査士法 (抄)

(欠格事由)

第 5 条 次に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから 3 年を経過しない者
- (2) 未成年者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 3 年を経過しない者
- (5) 第 42 条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から 3 年を経過しない者
- (6) 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 52 条第 2 号の規定により、登録の抹消の処分を受け、その処分の日から 3 年を経過しない者
- (7) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 10 条の規定により免許の取消しの処分を受け、その処分の日から 3 年を経過しない者
- (8) 司法書士法(昭和 25 年法律第 197 号)第 47 条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から 3 年を経過しない者

(注) 法第 5 条第 2 号及び第 3 号に該当しない証明が受けられない者は、当該事項を含む誓約を提出すること。